

カリウム製剤の高濃度投与（適応外使用）について

血液中のカリウムが非常に少ない状態（低カリウム血症）や、そうなる危険性が高い患者さんに対して、使用基準よりも高濃度のカリウム液の点滴注射を行うことがあります。この治療は必要時に速やかに行う必要があるため、各患者さんにご説明して同意を得る時間がない場合に備えて、病院ウェブページに情報公開することで文書または口頭による説明と同意の取得を簡略化させていただいています。

【医療の内容】 注射用カリウム製剤の適応外使用による低カリウム血症の補正

【目的・概要】

低カリウム血症の治療には、重症の場合や内服困難な場合、注射剤を使用します。注射用カリウム製剤の使用は、40mEq/L以下の濃度に希釈すること、1日100mEqを超えない量で使用する、投与速度は20mEq/時以下とすることが規定されています。しかし、病状によっては水分量・輸液量を制限しなければならない場合や、補正を急がなければならない場合があります。また、国が定めるより高濃度のカリウム液でも、太い血管からゆっくり点滴投与すれば、安全であることが報告されています。そのため当院では、低カリウム血症の治療が必要な入院患者さんに対して、当院のルールに従い、使用基準よりも高濃度のカリウム液を投与する場合があります。このような注射用カリウム製剤の使用（適応）は国に認められていないので、使用した場合は適応外使用となります。

【使用条件】

高濃度カリウム注射液のカリウム濃度は500mEq/L以下とします。投与は輸液ポンプもしくはシリンジポンプを用いて、原則、中心静脈より行います。

【予想される不利益】

高用量、高濃度のカリウム補充により、予想以上に血液中のカリウム値が上昇して重篤な不整脈や心不全をおこす恐れがあります。注射による穿刺部トラブルや血管痛をおこす恐れがあります。

【予想される不利益への対策】

必ず心電図モニターを装着して患者さんの状態を観察・管理し、定期的に血液中のカリウム値を確認します。低カリウム血症が改善され次第、添付文書で定められた用法用量へ移行します。心電図で異常が確認された場合や、予想以上にカリウム値が上昇した場合には、速やかにカリウムの補充を減量または中止します。多くの場合は減量や中止でカリウム値は低下しますが、必要に応じてカリウム値を下げる薬剤や不整脈に対する治療薬を使用する可能性があります。穿刺部トラブルや血管痛が生じた際には鎮痛、抗炎症効果のある処置等を適切に行います。

【費用負担】

この治療で副作用が生じた場合の治療は保険診療の対象となりますが、公的な副作用救済制度（医薬品副作用被害救済制度）の対象とならない場合がありますのでご了承ください。

【本診療の任意性と撤回の自由について】

この診療行為への同意は患者様自身の自由意思に基づくものです。不明な点や心配な点がある場合には、遠慮なく下記の連絡先まで申し出てください。同意をいただけない場合、治療成績が十分に得られない可能性があります。可能な範囲で代替治療を含めた診療を検討し、患者さんにとって最善の医療を提供できるよう努めてまいります。

【問い合わせ先】 横浜南共済病院 各診療科担当医師 電話 045-782-2101